第 2982 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2006年)平成18年 3月 10日 金曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 青色事業専従者給与の届出

Q：私は個人事業を営んでいます。今年から妻を青色事業専従者として給与を支給しようと思っています。届出はどのようにすればいいのですか？

A：３月15日までに「青色専従者給与に関する届出書」を所轄の税務署に提出してください。

【解説】

青色申告者が、事業に専ら従事している生計を一にする親族(15歳未満の人は除かれます)に給与を支給する場合は、支払う給与についてあらかじめ所轄の税務署長に届け出をしておかなければなりません。

この届出を「青色専従者給与に関する届出書」といい、適用を受ける場合には、その適用を受けようとする年の３月15日(平成18年年分に適用を受けようとする場合は、この３月15日)までにこの届出書を提出しなければならないことになっています。

届出のない場合は、原則としてその給与は必要経費に算入することができません。

また、青色事業専従者に対する給与は、労務の適正な対価としてあらかじめ届け出た金額の範囲内で、現実に支給したものでなければなりません。適正かどうかは、次の基準を総合して判断されることになります。

① 労務に従事した期間、職務の内容及び時間
② 他の従業員に対する給与の状況及びその事業と同種同規模の事業に従事する従業員の給与の状況
③ 事業の規模及び収益の状況